

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表六件

## 福島県監査委員

### 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和5年2月21日

福島県監査委員 山田平四郎  
福島県監査委員 高野光二  
福島県監査委員 佐竹浩  
福島県監査委員 高橋宏和

- 監査等の基準  
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和3年福島県監査委員監査公表第16号）に基づき実施した。
- 監査等の種類  
財務監査
- 監査等の対象及び実施内容  
(1) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津地方振興局	令和3年度	令和4年11月1日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査
県北地方振興局	令和3年度	令和4年11月8日	高野光二	高橋宏和	実地監査
県中地方振興局	令和3年度	令和4年11月9日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査
会津地方振興局	令和3年度	令和4年11月18日	佐竹浩	高橋宏和	実地監査
相双地方振興局	令和3年度	令和5年1月11日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査

## (2) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
女性のための 相談支援センター	令和3年度 令和4年度	令和4年11月8日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
若松乳児院	令和3年度 令和4年度	令和4年11月24日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
会津保健福祉事務所	令和3年度	令和4年12月22日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
南会津保健福祉事務所	令和3年度	令和4年12月23日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
県南保健福祉事務所	令和3年度	令和5年1月20日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査

## (3) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
テクノアカデミー郡山	令和3年度	令和4年11月22日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

## (4) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
相双農林事務所	令和3年度	令和4年10月28日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
いわき農林事務所	令和3年度	令和4年11月15日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
会津家畜保健衛生所	令和3年度 令和4年度	令和4年11月18日	佐竹 浩	高橋 宏和	実地監査
農業総合センター	令和3年度	令和4年11月22日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
相双家畜保健衛生所	令和3年度 令和4年度	令和5年1月11日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査

## (5) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
相双建設事務所	令和3年度	令和4年10月28日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
南会津建設事務所	令和3年度	令和4年11月1日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
県南建設事務所	令和3年度	令和4年11月9日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
いわき建設事務所	令和3年度	令和4年11月29日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
小名浜港湾建設事務所	令和3年度	令和4年11月29日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
相馬港湾建設事務所	令和3年度	令和4年11月30日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

## (6) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
小名浜海星高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年11月15日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
若松商業高等学校	令和3年度 令和4年度	令和4年11月24日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

会津教育事務所	令和3年度	令和4年11月25日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
博物館	令和3年度	令和4年11月25日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
相馬総合高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年11月30日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
会津高等学校	令和3年度 令和4年度	令和4年12月22日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
県南教育事務所	令和3年度 令和4年度	令和4年12月23日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
いわき総合高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年1月10日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
富岡支援学校	令和3年度 令和4年度	令和5年1月10日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
相馬支援学校	令和3年度 令和4年度	令和5年1月17日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
白河高等学校・ 白河第二高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年1月20日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査

## (7) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
双葉警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年1月10日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
相馬警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年1月17日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査

## 4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## 5 監査等の結果

## (1) 総務部

ア 監査した結果、次の3件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
県北地方振興局	・委託料について、4か月以上遅延して支払っているものがある。
県中地方振興局	・報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っているものがある。
会津地方振興局	・不動産取得税課税のために収集した個人情報が含まれる課税資料及び申請書の一部を紛失している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (2) 保健福祉部

ア 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南保健福祉事務所	・報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っているものがある。

	るものがある。 ・負担金について、額の確定及び精算事務が遅延しているものがある。
--	---

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(3) 商工労働部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
テクノアカデミー郡山	・報酬及び旅費について、過年度支出しているものがある。

(4) 農林水産部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双農林事務所	・役務費及び需用費について、3か月以上遅延して支払っているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 土木部

ア 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双建設事務所	・変更契約により工事を実施すべきところ、軽微な変更として工事内容変更伺いにより指示し、工事を実施させたものがある。
南会津建設事務所	・工事請負変更契約において、増額変更分の契約保証金を追加納付させないまま変更契約を締結している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(6) 教育委員会

ア 監査した結果、次の3件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相馬総合高等学校	・委託料の支出にあたり、所得税の源泉徴収をすべきところ、源泉徴収を行わないで支出しているものがある。
県南教育事務所	・雇用保険料本人負担分の収入調定において、1か月以上遅延しているものがある。 ・報償費及び旅費について、4か月以上遅延して支払っているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(7) 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、

最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

### 監査公表第2号

令和4年11月29日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年2月21日

福島県監査委員 山田平四郎  
 福島県監査委員 高野光二  
 福島県監査委員 佐竹浩  
 福島県監査委員 高橋宏和

4財第1954号  
 令和5年1月16日

福島県監査委員 山田平四郎  
 福島県監査委員 高野光二  
 福島県監査委員 佐竹浩  
 福島県監査委員 高橋宏和

福島県知事 内堀雅雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和4年11月15日付け4福監第251号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 総務部  
 監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和4年9月15日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          行政財産使用許可及び行政財産使用許可に伴う管理経費の収入調定事務に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          平成28年8月に北庁舎に入居した団体甲に対する行政財産許可手続を失念した。          令和3年12月28日に団体甲から行政財産使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産使用許可を行うとともに、令和4年1月18日に行政財産使用許可に伴う管理経費相当額を調定している。          （平成28年8月20日から令和3年12月27日（許可日前日まで）計476,477円）</p> <p>「是正又は改善の意見」          行政財産使用許可及び行政財産使用許可に伴う管理経費の調定事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）          団体甲が北庁舎に入居した際、新たに行政財産使用許可の手続が必要なことを確認せず、申請書を提出させなかったこと。</p> <p>（処理状況）          令和3年12月28日に団体甲から行政財産使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産使用許可を行い、令和4年1月18日に行政財産使用許可に伴う管理経費相当額を調定した。          （平成28年8月20日から令和3年12月27日（許可日前日まで）計476,477円）          （今後の対応）</p> <p>1 新たに県庁舎に入居する団体があった場合（特に年度途中での入居の場合）は、課内で使用許可スケジュールを共有し、担当者は速やかに行政財産使用許可申請書を提出させる。</p> <p>2 行政財産使用許可更新手続時期には、使用許可団体一覧を年度当初の座席表・庁舎案内図等と突合するとともに、使用許可スケジュールの進捗管理を管理職も含めた複数の職員で確認し、再発防止に努める。</p>

- 2 監査対象機関 生活環境部

監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和4年10月13日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      組織内のチェック体制が機能しておらず、入札事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                      令和4年度田代山及び周辺地域におけるニホンジカ捕獲等事業業務委託の一般競争入札を県のウェブサイトで公告する際、金抜き設計書とともに、4事業者から受領した参考見積書の内容（事業者名、見積項目及び金額）も誤って掲載した。</p> <p>このため、令和4年6月10日に予定していた入札を中止し、同年6月27日に、あらためて入札を行った。</p> <p>「是正又は改善の意見」                      入札事務の執行に当たっては、組織的なチェック体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札公告のウェブサイトへの掲載については、事業担当課が電子データを作成し、経理担当課がそのデータをウェブサイトに掲載しているが、各課における確認行為が不十分であったこと。</li> <li>2 各課の管理監督者が十分な指導監督を行わず、担当者任せとなり、組織として十分なチェックができていなかったこと。</li> </ol> <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年5月31日 ウェブサイト上の掲載を取り消した。</li> <li>2 令和4年5月31日 4社に対し経緯を説明し、謝罪を行った。</li> <li>3 令和4年6月10日 予定していた入札は中止して、改めて入札を実施することとした。</li> <li>4 令和4年6月27日 改めて入札を行った。</li> </ol> <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札公告の電子データについて、事業担当課及び経理担当課それぞれにおいて、管理監督者及び担当者による複数チェックを徹底する。</li> <li>2 今回の事案は、当該電子データが複数シートから構成されるExcelファイルであったことによるため、Excelファイルは使用しないこととし、公告する電子データはPDF又はWordファイルのみとしている。</li> </ol>
<p>「指摘事項」                      補助金交付等の事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                      国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく令和2年度（令和元年10月～令和2年9月）の「被災地域生活交通確保維持計画」については、福島市森合町の応急仮設住宅の供与期間が令和2年3月末に終了したことに伴い、計画を変更すべきであったが、令和2年4月以降も上記住宅に入居者がいたため計画変更の必要なしと誤認し、計画変更を行わなかった。</p> <p>このため、バス運行事業者甲は、上記計画に基づき、令和2年4月から同年9月までの、福島市森合町の応急仮設住宅近くを通る13路線の運行経費補助金として、国に「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（被災地特例）」37,262千円を、</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和元年9月頃、令和2年3月31日をもって福島市森合町の応急仮設住宅の供与期間が終了することを把握し、本来であればその時点で令和元年6月に国土交通省へ提出した「被災地域生活交通確保維持計画」の変更申請手続を行うべきところ、入居実態が認められる限り「被災地特例制度」の対象になると誤った解釈を行い、必要な手続を行わなかったこと。</li> <li>2 管理監督者も含め、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る「被災地特例制度」の補助要件の解釈を誤り、組織的なチェックが機能していなかったこと。</li> <li>3 根拠を踏まえた事務処理への意識が欠けていたこと、及び管理監督者を含めた複数職員による補助要件の根拠確認を行う等、事務処理誤りを防ぐ体制</li> </ol>

県に「被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金」37,262千円を、それぞれ交付申請し、申請額と同額の補助金交付を受けた。

令和3年9月の東北運輸局からの照会を契機に、上記計画の変更を行うべきであったこと並びに令和2年4月から同年9月までの間、事業者甲のバス運行事業が上記国及び県の補助金交付の要件を欠いていたことが判明したため、国及び県は事業者甲に補助金各37,262千円、合計74,524千円を令和4年3月10日に返還させた。

県は事業者甲の補助金返還は、県の補助要件誤認が原因であったとして、令和4年3月14日、事業者甲に対して賠償金74,524千円を支払った。

「是正又は改善の意見」

補助金交付事務の執行に当たっては、組織的なチェック体制を確立し、補助金交付要綱の内容確認等を適正に行うこと。

が脆弱であったこと。

(処理状況)

- 1 令和3年9月  
復興庁ヒアリングに基づき東北運輸局から応急仮設住宅の供与期間について問合せがあり、県の事務処理誤りが判明した。
- 2 令和3年10月～11月  
関係者へのヒアリング、事案の確認、調整。
- 3 令和3年12月10日  
事案の公表。
- 4 令和4年2月18日  
県から事業者甲に対し、当該事案に関する補助金交付決定取消通知。
- 5 令和4年3月8日  
国から事業者甲に対し当該事案に関する補助金交付決定取消通知。
- 6 令和4年3月9日  
事業者甲と損害補填について合意書締結。
- 7 令和4年3月10日  
事業者甲から国・県に対し補助金返還。
- 8 令和4年3月14日  
県から事業者甲に対して損害補填。

(今後の対応)

- 1 補助事業の補助要件について、担当者は必ず根拠を確認し、疑問があれば必ず制度管理者にも確認を行うほか、チェックシートを活用しながら管理監督者においても根拠となる原文を確認するなど、複数職員による重層的なチェック体制の下、補助事業の事務処理を行う。
- 2 管理監督者は、日常的な職員とのやりとりや定期的に行うミーティングにおいて、根拠に基づいた適切で正確な事務処理が進められるよう、繰り返し職員に対して意識付けを行う。
- 3 業務のプロセスを明確にし、業務の進捗管理の徹底を図るため、管理監督者による職員へのヒアリングを毎月行い、その結果を所属長も含め共有し、必要な指示を出すなど適正な事務処理の遂行に努めている。
- 4 出納局と連携し、内部統制の視点に基づいた研修を部内全ての管理監督者を対象に行ったほか、出納局が開催する研修会に積極的に職員を参加させ、職員全体の事務処理能力の向上に努めている。

- 3 監査対象機関 保健福祉部  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施年月日 令和4年10月12日

指 摘 ・ 勧 告 事 項

措 置 状 況

<p>「指摘事項」 手数料徴収事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 県が指定又は委託して実施している介護支援専門員の試験や研修に係る手数料、認知症介護実践者等養成研修に係る手数料、喀痰吸引等研修に係る手数料及びユニットリーダー研修に係る手数料について、地方自治法第228条に基づき条例で定めるべきところ、定めずに徴収していた。</p> <p>なお、介護支援専門員の試験や研修については、関係条例を令和3年12月に改正し手数料を定め令和4年4月から施行しており、その他の研修については、事業の実施方法を見直し手数料を徴収しないこととした。</p> <p>「是正又は改善の意見」 手数料の徴収に当たっては、関係法令に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護支援専門員の試験及び研修 平成17年に介護保険法が大幅に改正され、介護支援専門員に係る試験や研修は都道府県知事が主体となって行うことが明確化された。この時点で受講料等徴収のための手数料条例制定が必要であったが、法改正内容の理解不足から、条例を制定しないまま徴収していた。</li> <li>2 認知症介護実践者等養成研修、喀痰吸引等研修及びユニットリーダー研修 各研修について、県の委託事業として実施し受講料を徴収していたが、受講料内訳の確認不足により、当該受講料は条例制定が不要である実費相当分と誤認していたため、条例を制定しないまま徴収していた。</li> </ol> <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護支援専門員の試験及び研修 令和3年12月に手数料徴収の根拠となる関係条例を改正し、手数料を定め令和4年4月から施行している。</li> <li>2 認知症介護実践者等養成研修、喀痰吸引等研修及びユニットリーダー研修 令和4年度からは、民間活力の活用及び施策の重点的な推進の両面から総合的に検討した上で、以下のいずれかにより対応し、県として手数料を徴収しないこととした。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県事業ではなく民間団体の直営事業として実施し受講料を徴収する。</li> <li>② 県の委託事業として実施し受講料を無料とする。</li> </ol> </li> </ol> <p>(今後の対応)</p> <p>介護保険法ほか試験研修業務に関係する法令改正時や研修事業の見直し時において、管理者を含む複数の職員で内容確認を行う体制をとることで、再発防止を図る。</p>
<p>「指摘事項」 歳入科目に適正を欠くものがある。</p> <p>「事実」 一般社団法人甲からの寄附金（1件500,000円）について、歳入科目を寄付金とすべきところ、雑入で受け入れている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 歳入の受入に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当者の知識不足 主務課及び主管課担当者において、受入可能な歳入科目がないと誤認した。</li> <li>2 組織的なチェック体制の不備 主務課及び主管課における決裁過程において、科目誤りに気付かなかった。</li> </ol> <p>(処理状況)</p> <p>適正な会計処理について、速やかに主務課及び主管課担当者において確認を行った。</p> <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適正な事務処理について、経理担当者会議で注意喚起を行う等、所属内における情報共有を行う。</li> <li>2 支出・収入調書の決裁に当たっては、</li> </ol>

根拠に基づいた適正な事務処理が行われるよう管理職を含めた複数職員によるチェックを徹底する。

- 4 監査対象機関 農林水産部  
 監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和4年10月7日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          公用車の広告掲出に伴う広告料の収入事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          農林水産部で所管する広告掲出車両7台のうち1台について、契約期間の満了に伴い掲出物貼替作業を行った際、誤って契約期間中の掲出物を剥がし、さらにこの誤りに気付かず2年分の広告料計79,200円（単年39,600円）を徴収している。</p> <p>なお誤徴収分については、当該事案判明後の令和4年4月13日付けで全額広告主に還付されている。</p> <p>「是正又は改善の意見」          公用車の広告掲出に伴う広告料の収入事務に当たっては、事務処理手順を周知徹底し組織内のチェック体制を強化するとともに関係規定に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <p>1 広告掲出期間を満了したA車の広告を剥がすべきところ、同一の広告主であり、かつ、同一の掲出物であったB車を対象車両と思い込み、ナンバーや車種を確認せず誤認したまま作業をしてしまったこと。</p> <p>2 複数職員や上司による確認など、組織的な確認ができていなかったため、誤りに気付かなかったこと。</p> <p>(処理状況)</p> <p>1 令和4年4月13日          広告主へ誤徴収分の79,200円を還付した。</p> <p>2 令和4年7月6日          公用車の広告掲出に係る掲出物貼替作業についての取扱い等を整理するとともに、部内に周知した。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>1 広告の貼り替えを行う場合は、主担当者のほかに、もう1名の職員が立ち会い、関係部署と共有している一覧表をもとに、ナンバー、車種等により対象車両を複数職員で確認する。</p> <p>2 作業前と作業後の写真を撮影し、これを添付して作業結果を上司に報告する。上司はその内容を確認する。</p>

- 5 監査対象機関 県中建設事務所  
 監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和4年7月27日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          入札事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          橋梁補修工事について、条件付一般競争入札（総合評価方式）により発注するため、令和4年2月4日に公告したが、その際に公表した「金抜設計書」の「採用単価表」に誤りがあり、事業者が正しい単価で入札額を算出することができず、結果として総合評価方式の評価に公正性を欠いたまま落札者を決定している。</p> <p>1 工事名 道路橋りょう維持（補助）          工事（橋梁補修）</p>	<p>(原因)</p> <p>1 入札公告するに当たり、「採用単価表」の一部に誤字と記載漏れがあったため、検算担当者は積算担当者に修正を指示した。しかし、誤操作により修正不要な項目まで修正してしまった。</p> <p>2 検算担当者は、修正及び追記を指示した箇所のみ確認したため、未確認部分に誤ったデータが含まれていることに気づかなかった。</p> <p>(処理状況)</p> <p>適切な契約手続が行われていないことから、令和4年5月20日に契約者に対し謝罪と経過説明を行い、同日付けで契約</p>

<p>2 工事の内容 橋梁補修工 N = 1 式</p> <p>3 予定価格 54,173,900円</p> <p>4 契約金額 48,950,000円</p> <p>「是正又は改善の意見」 入札事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>解除した。同様に他6者の入札参加者に対しても、謝罪と説明を行った。</p> <p>その後、再度入札へ向けて設計書を作成し、令和4年7月26日の所内審査で審議を受けた後、令和4年8月19日付けで公告し、令和4年10月6日付けで契約となった。</p> <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 須賀川土木事務所において、設計書チェックリストの再整備を実施するとともに、必要に応じて、県中建設事務所から職員を派遣してチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。</li> <li>2 本所、須賀川以外の管内土木事務所においても、管理職を含めた複数職員による検算の多重化を行い、チェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努める。</li> <li>3 県内で不適切な入札事例があった場合には、各建設事務所及び土木事務所の担当者及び検算者に、早急に周知し情報の共有を図るとともに、再発防止に努める。</li> </ol>
---	--

- 6 監査対象機関 会津若松建設事務所  
 監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和4年8月10日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 工事の変更契約事務手続に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 橋梁補修工事の変更増額分について、速やかな変更契約により工事を実施すべきところ、軽微な変更として工事内容変更伺いにより指示し工事を実施させた。さらに、契約保証金を納付させないまま変更契約を締結している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事の名称 道路橋りょう維持（維持補）工事（橋梁補修）</li> <li>2 工事の場所 大沼郡会津美里町字柳台地内外 御田橋外</li> <li>3 最終契約額 11,187,000円</li> </ol> <p>「是正又は改善の意見」 工事の変更契約事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事における軽微な変更について、関係規程の理解不足であったこと及び組織としても確認体制が不十分であったこと。</li> <li>2 契約の変更により契約保証金が減免対象外となることは認識していたものの、変更起工決裁日から竣工日までの期間が短く、契約保証金を納付させることを失念したこと。</li> </ol> <p>(処理状況) 課長・係長会議において、工事監督員の権限の確認、工事における適正な変更契約手続等の徹底を周知した。</p> <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事における変更契約事務に関する知識習得の徹底（職場内研修で周知するなど）及び上席者による十分なチェックにより再発防止を図る。</li> <li>2 変更契約事務手続においてチェックリストを活用し、契約保証金が必要な場合は納付させるなど複数職員による確認を徹底し、関係規程に基づき適正な事務処理を行っていく。</li> </ol>

(監査総務課)

令和4年11月29日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年2月21日

福島県監査委員 山 田 平四郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和  
 4教財第1030号  
 令和5年1月26日

福島県監査委員 山 田 平四郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和4年11月15日付け4福監第251号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおりに措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 教育庁  
 監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和4年10月11日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          収入調定事務について、組織内のチェック体制が機能しておらず、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          福島特定原子力施設地域振興基金繰入金の収入調定を行うべきところ収入科目を誤り、令和4年3月16日に発電用施設周辺地域振興基金繰入金の収入調定を行った（2件146,945,900円）。同日、誤りに気づき、改めて福島特定原子力施設地域振興基金繰入金の収入調定を行ったが、発電用施設周辺地域振興基金繰入金の収入調定を取り消すことを失念し、収入未済扱いのまま令和4年度に繰り越し、令和4年6月17日に令和4年6月1日に遡って減額処理をしている。</p> <p>「是正又は改善の意見」          収入調定に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）          今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>① 担当者は、調定誤りに気付いた時点で調定取消しをせず新たに収入調書を作成した。その後業務が錯綜したこともあり、取消しを失念した。</p> <p>② 担当者、主任主査、管理職について、月次管理資料等による収入未済状況の確認が不十分であった。</p> <p>（処理状況）          令和4年6月7日          出納総務課から収入未済繰越エラーリストの内容確認依頼があり、収入未済の確認作業を開始。          令和4年6月16日          発電用施設周辺地域振興基金繰入金の収入調定取消漏れを確認し、出納総務課に回答。          令和4年6月17日          令和4年度に収入未済繰越し、令和4年6月1日付けで減額調定を行い、調定額をゼロとした。          （今後の対応）          ① 収入調定を取り消した場合は、取り消した収入調書と取消調書を「取消調書用簿冊」に綴り、課内で一括管理する。          また、主任主査は毎月上旬に財務会計システムから前月の取消調書作成データを抽出し回覧する。係員（経理班の各事務担当者）は取消漏れ、調書のプ</p>

	<p>リントアウト漏れがないか確認する。</p> <p>② 係員は、毎月収入予定時期等を主務課に確認し、収入未済一覧表にメモ入れする。歳入担当者及び主任主査は、メモ内容等から取消漏れ、調定漏れ、収入漏れがないか確認する。確認を終えた収入未済一覧表は、課長まで回覧し、管理職は、確認が確実に行われていることを確認するとともに、適宜必要な指示をする。</p> <p>③ 特に出納整理期間中においては、歳入担当者は、週に1回財務会計システムEUCデータから収入未済分を抽出・回覧し、係員とともに収入予定等の状況確認を行う。          なお、5月中旬以降は毎日確認作業を行う。          確認状況は、その都度管理職に報告する。</p>
--	---

( 監 査 総 務 課 )

**監 査 公 表 第 4 号**

令和4年9月16日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年2月21日

福島県監査委員 山 田 平四郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和  
 4 土 第 1 4 6 9 号  
 令和4年10月31日

福島県監査委員 山 田 平四郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和4年9月6日付け4福監第163号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。  
 （別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 土木部（流域下水道事業会計）  
 監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和4年8月4日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                  事務事業の執行体制に著しく適正を欠いているものがある。                  「事実」                  地方公営企業は、每事業年度終了後2か月以内に決算を調製しなければならないが、令和3年度決算については、職員調査日（令和4年6月21日）現在、調製されていない。</p>	<p>（原因）                  下水道事業会計規則において、決算の調製は下水道課長が行うこととされ、企業出納員は土木総務課に置くことと規定されているが、下水道課と土木総務課の役割分担に不明確な部分があった。                  公営企業会計事務のマニュアル整備を進めていたが、決算作業までに十分な整備に至らず、公営企業会計における会計</p>

## 「是正又は改善の意見」

地方公営企業法の規定に基づき配置されている「企業出納員」が期待される役割を適切に果たすなど、組織的な執行体制及びチェック体制を確立した上で、決算の調製等を関係法令に基づき適正に行うこと。

処理方法の理解不足により、基礎資料の作成等が大幅に遅れた。

(処理状況)

令和3年度決算については、令和4年7月上旬までに調製し、総務部に提出した。

(今後の対応)

1 流域下水道事業の公営企業会計移行時、企業出納員については、内部牽制機能を確保するため、事業の実施機能である下水道課ではなく、土木総務課に配置することとした経過がある。

このような経過も踏まえて、土木総務課への企業出納員の配置を継続しつつ、下水道課では会計書類を主体的に作成し、土木総務課はそのチェックを行うなど役割分担を明確にし、執行体制の強化を図る。

また、企業出納員が十分にその役割を果たせるよう、事務処理の手順や情報共有の仕組みを検討し、適切に業務を執行できる体制を再構築する。

2 決算・監査資料の作成に当たっては、年度終了前から本庁・出先機関の担当者で打合せを実施し、手順・スケジュール等の確認を行うとともに、公営企業会計事務のマニュアルを年度内に運用開始できるよう整備を進め、円滑な事務処理を図る。

3 会計支援業務を委託している公認会計士から適時適切な支援を受けることにより、正確な決算書類の作成を図るとともに、公認会計士による実務的な研修を実施し、職員のスキルアップを図る。

## 「指摘事項」

消費税等納付額の算定において著しく適正を欠いているものがある。

## 「事実」

1 令和3年度分消費税等納付額の算定において、企業債元金償還のために受け入れた「一般会計出資金」(784,879,000円)のうち、各企業債発行年度において課税仕入に充当された分については、消費税法上の「特定収入」に算入すべきところ、算入していない。

この結果、仕入税額控除できない消費税等相当額を約38,381千円過小に算定したことから、消費税等納付額が同額、過小となっているほか、長期前受金取崩額も同額、過小となっている。

一方、令和3年度に市町村から受け入れた維持管理費負担金のうち、「保管汚泥分」438,807,301円(消費税等込み)のうち、令和3年度に支出しなかった155,518,921円(同)については、前受金に振り替えたため、令和3年度の

(原因)

1 について

地方公営企業法第18条に基づく「出資金」は「特定収入」から除かれるが、企業債元金償還のために受け入れた場合は「特定収入」の対象となる「一般会計負担金」の収入となる可能性があることを考慮せず、「出資金」という名称のみで判断したこと。

監査の指摘事項を踏まえ、令和3年度途中に収入方法を変更したものであり、既に誤った方法で収入したものを修正するなど、変則的な作業となったこと。公営企業における会計の処理方法の理解不足と、組織的なチェックが機能しなかったことにより生じたものです。

2 について

当該年度であれば「雑支出」として差し支えないものであるが、前年度の処理であれば「過年度損益修正損」とすべきものであり、認識を誤ったもの。

<p>課税売上から除外すべきところ、除外していない。 この結果、消費税等納付額が約14,138千円過大となっている。</p> <p>2 令和2年度決算で過大計上した未収消費税（430,189,471円）のうち、収益的支出に係る分（9,143,015円）については、令和3年度決算で過年度損益修正損に計上すべきところ、雑支出に計上している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 地方公営企業法の規定に基づき配置されている「企業出納員」が期待される役割を適切に果たすなど、組織的な執行体制及びチェック体制を確立した上で、消費税等納付額算定を関係法令に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（処理状況） 修正申告額を算定の上、令和4年9月27日に所轄の税務署に修正申告の手續に関する相談を行った。相談結果を受けて、今後、修正申告を行っていく。</p> <p>（今後の対応） 消費税の確定申告事務等に関する職員のノウハウが不足しているため、消費税確定申告額の確認業務について、税務専門家である税理士等の意見を得ながら、納付額算定に関する事例集を作成し、職員のノウハウ蓄積に取り組む。</p>
<p>「指摘事項」 資本的収入の計上に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和3年度の流域下水道事業に係る市町村からの維持管理費負担金のうち、企業債元金償還の財源となる「資本費」329,966,754円については、資本的収入に計上すべきところ、計上していない。</p> <p>「是正又は改善の意見」 地方公営企業法の規定に基づき配置されている「企業出納員」が期待される役割を適切に果たすなど、組織的な執行体制及びチェック体制を確立した上で、決算の調製等を関係法令に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 前年度に同様の指摘（ア：資本的収入に計上し、イ：長期前受金に整理した上で、戻入による収益化を行うべき）を受け、決算整理において、イの処理は行ったものの、理解不足により、決算書について、資本的収入の決算額の中にアの分を含めず、誤った資本的収支で作成したものの。</p> <p>（処理状況） 令和4年度の決算において修正する予定。</p> <p>（今後の対応） 執行体制に関する指摘事項への対応方針に基づき、適正な事務処理を進めるとともに、負担金の収入事務について、翌年度に行う決算整理の処理とはせず、負担金を受け入れる時点で、その都度、収益的収支と資本的収支とを区分して計上した上で、決算整理で長期前受金戻入の計上を行う。</p>

(監査総務課)

**監査公表第5号**

令和4年9月16日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年2月21日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和  
 4 病 第 5 6 4 号  
 令和4年10月31日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

様

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文 閣

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和4年9月6日付け4福監第163号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 病院局  
 監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和4年8月4日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          消費税等納付額の算定において、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          令和3年度分消費税納付額の算定において、企業債元金償還のために受け入れた一般会計繰入金（872,435,044円）のうち、各企業債発行年度において課税仕入に充当された分（消費税法上の「特定収入」に当たる863,211,360円）については、仕入税額控除できない消費税等相当額の算定に当たり、各企業債発行年度の消費税等税率（5%、8%又は10%）を用いるべきところ、一律に10%で算定している。</p> <p>この結果、仕入税額控除できない消費税等相当額を約2,754千円過大に算定したことから、消費税等納付額が同額、過大となっているほか、長期前受金取崩額も同額、過大となっている。</p> <p>「是正又は改善の意見」          消費税納付額算定に当たっては、関係法令に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）          企業債元金償還のために受け入れた一般会計繰入金のうち、各企業債発行年度において課税仕入に充当された分については、仕入税額控除できない消費税等相当額の算定に当たり、各企業債発行年度の消費税等税率を用いるという取扱を認識しておらず、申告時現在の税率である10%で一律算定してしまったことが原因です。</p> <p>（処理状況）          正しい消費税納付額を算定し、適正な納税を行うため、令和4年9月22日に仙台国税局に相談を行ったところ。</p> <p>（今後の対応）          仙台国税局から回答があり次第、所管税務署に対して適正に消費税の更正の請求手続を行うとともに、消費税の確定申告事務については、税務の専門家である税理士や公認会計士等の意見を得ながら関係法令に基づき、消費税納付額の算定を適正に行ってまいります。</p>
<p>「指摘事項」          資産及び負債の計上に係る会計処理が企業会計原則等に照らし著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          病院局では、医師確保のため県立病院医師修学資金制度により他会計借入金を財源として修学資金の貸与を行っていたが、平成22年度に保健福祉部所管のへき地医療等医師確保修学資金に統合・移管した。</p> <p>移管後は、修学資金の返還受入れ、返還免除等も保健福祉部で行っているが、病院局の貸借対照表に資産（長期貸付金）及び負債（他会計借入金）が平成24年度時点の金額で計上されており、減額処理されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期貸付金（修学資金）              計上額：179,940,000円（20名）</li> <li>・ 長期貸付金（修学資金）              残 高：107,700,000円（11名）              （返済：58,140,000円（7名）、              免除：14,100,000円（2名））</li> </ul>	<p>（原因）          平成22年度の当該制度の統合・移管については、当時参考となる事例がなく、不慣れな事務処理であったため、貸借対照表における資産、負債の適正な減額処理を失念したことが原因です。</p> <p>（処理状況）          貸借対照表における資産、負債について、適正に減額処理を行うため、今後の事務処理について令和4年7月27日に保健福祉部と協議を行ったところ。</p> <p>（今後の対応）          保健福祉部と協議が整い次第、長期貸付金及び他会計借入金の減額処理を適正に行うとともに、制度の統合・移管に係る事務については、会計処理事例の共有や引継ぎを行い、関係規程に基づき、適正に事務処理を行ってまいります。</p>

「是正又は改善の意見」  
 資産及び負債の会計処理に当たっては、  
 関係規程に基づき適正に行うこと。

(監査総務課)

**監査公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った令和3年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月21日

福島県監査委員 山 田 平四郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和  
 4人第1891号  
 令和5年1月23日

福島県監査委員 山 田 平四郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩 様  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 関

令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

(別紙)

令和3年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
無影灯及びシーリングペンダントの固定資産台帳への資産計上単位について（医療関連産業集積推進室）報告書53頁	<p>【指摘事項】</p> <p>固定資産台帳の件名（施設名）ふくしま医療機器開発支援センター（手術室及びアンギオハイブリッド手術室）に関して、見積書によると合計金額が303,804,000円（税込）で、その内訳に無影灯18台、計39,204,000円（税込）とシーリングペンダント10台、計17,506,800円（税込）が含まれている。福島県固定資産台帳整備要領の第6-2 資産計上基準及び評価基準(5) 耐用年数及び減価償却には「耐用年数及び償却率については原則として耐用年数省令に従う。」とされ、当該「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（以下「耐用年数省令」という。）によると医療機器のうち手術機器の耐用年数は5年であるため、建物と一体として認識するのではなく、それぞれを1つずつの物品として耐用年数5年で減価償却をするべきである。さらに、見積書によると内訳には据付・調整費37,272,960円（税込）、諸経費8,303,040円（税込）が含まれるが、これらは共通経費であるため関連する資産ごと</p>	<p>指摘事項のとおり、処理することとした。</p>

	<p>に按分するべきである。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。</p>	
<p>エレベーターの固定資産台帳への上単位について（生涯学習課、医療人材対策室、医療関連産業集積推進室、県北建設事務所、相双建設事務所、ふたば未来学園高等学校）報告書55頁</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>ふくしま医療機器開発支援センターに設置されている4基のエレベーターが建物本体に含めて登録されており、エレベーターが建物本体に含めて登録されている。エレベーターは、建築工事の一部として施工（発注）されており、公有財産管理もエレベーターだけに管理されているとのこと。エレベーターは、それ自体を別途独立して固定資産台帳に登録すべきである。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。</p> <p>また、エレベーターが固定資産台帳に独立して登録されているか、もしくは、建物本体に含めて登録されているかに関してふくしま医療機器開発支援センター以外の建物について平成29年度以降取得した建物から金額的重要性を勘案して6件サンプリングして確認したところ、結果は下表のとおりであった。エレベーターを独立して耐用年数を17年として固定資産台帳へ登録しているのは6件中1件であった。エレベーターは金額的な重要性が高い場合が多く、誤って建物本体に含めて固定資産台帳へ登録し建物の耐用年数で減価償却した場合と、正確にエレベーターを独立して固定資産台帳へ登録しエレベーターの耐用年数である17年で減価償却した場合とでは、エレベーターに関する減価償却費及び期末帳簿価額に大きな差が生じる。さらに、資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保するという固定資産台帳を整備する目的を達成するには、統一的な基準に基づいた固定資産台帳を正しく作成することが必要条件である。統一的な基準として「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成28年5月改定 総務</p>	<p>【生涯学習課、医療関連産業集積推進室、県北建設事務所、相双建設事務所、ふたば未来学園高等学校】</p> <p>指摘事項のとおり、処理することとした。</p> <p>【医療人材対策室】</p> <p>福島県立医科大学保健科学部の建物については、県議会の議決を経た上で、県から公立大学法人福島県立医科大学に出資、所有権が移転され、現在、公立大学法人福島県立医科大学の固定資産として登録されている。この登録を行うに当たって、エレベーターについては、建物から独立して登録を行っており、適切に処理がなされているところである。</p>

省)」による「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」には、固定資産台帳の記載単位に関して「記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です」とされ、福島県固定資産台帳整備要領においても、記帳の単位は「ア 現物と照合が可能な単位であること、イ 取替や更新を行う単位であること」という2つの原則に照らして判断し、記載する」とされる。固定資産台帳への登録の際の資産計上単位等について定められた規定に基づいて、処理するべきである。

	建物名	エレベーターの登録状況
1	警察本部 庁舎	建物と別に登録
2	福島県立 医科大学 保健科学 部	建物と別に登録してあるが、空調設備、換気設備と併せて、「機械工事」として登録
3	ふたば未 来学園高 等学校	建物と別に登録してあるが、エレベーターの耐用年数を15年として登録
4	東日本大 震災・原 子力災害 伝承館	建物に含めて登録
5	公営住宅 (辻内団 地)	建物に含めて登録
6	公営住宅 (石倉団 地)	建物に含めて登録

一式を購入した場合における固定資産台帳の登録する単位について（財産管理

【指摘事項】

ふくしま医療機器開発支援センターの電磁的安全性評価試験システム一式に関して、平成28年8月31日に入札で1社から総額145,800,000円で購入した。当該物品を固定資産台帳に件名：電子回路測定器、

福島県固定資産台帳整備要領第6第2項(1)記帳の単位及び第7の個別ごとの単位、公有財産の制度の内容等について、令和4年4月に公有財産管理研修会を実施し、財産管理者において適切に処理するよう、また、品

<p>課) 報告書56頁</p>	<p>取得価額：145,800,000円で1つの固定資産として登録している。一式には電子回路測定器の他にPCなどのデータ処理装置、椅子や机などのその他付属部品等が含まれる。「エレベーターの固定資産台帳への資産計上単位について」とも関連するが、福島県固定資産台帳整備要領によると、記帳の単位は「現物と照合が可能な単位であること、取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載する。」とされる。しかし、現状では県において一式で購入した場合の一式内の付属品等内訳の規定はない。</p> <p>新公会計制度作業マニュアルには、物品については、備品（取得価格が100万円以上のもの）、自動車、種牛、種馬、その他の動物（取得価格が100万円以上の動物）、総トン数20トン未満の船舶（ろ、かい以外の推進力をもって推進する船舶）を重要物品とし、重要物品以外の物品に関しては資産計上を要しない旨が定められており、物品を入札で一式を購入した場合に一式をまとめて総額で固定資産台帳に登録すると、どの単位で100万円以上かどうかを判断するのか判断基準が不明確になる。</p> <p>物品等を一式で購入して合計金額しか分からない場合には、「現物と照合が可能な単位であること、取替や更新を行う単位であること」の要件を満たす単位で固定資産台帳に登録することはできない。現状、入札で物品を購入する場合に、それぞれの内訳の金額が知りたい場合には、物品を要求する際に品目内訳書を付ける必要があり、要求する際に品目内訳書を付けずに一式購入をした場合は、落札企業に内訳までは求めていない。すべての重要物品に関して「現物と照合が可能な単位であること、取替や更新を行う単位であること」の要件を満たす単位で固定資産台帳へ登録するためには、一式で重要物品を購入する場合には必ず品目内訳書を落札業者に求める必要がある。</p>	<p>目内訳がない場合には品目内訳書を依頼するよう指導した。</p> <p>次年度以降も、演習において資産登録票を使用した実例を利用しながら、適切な処理を進めるよう、周知を徹底していく。</p>
<p>固定資産の実査について (財産管理課)</p>	<p>【指摘事項】 固定資産台帳に計上される資産に異動があった場合に、固定資産台帳の内容と現物の整合を資料・現地確認等により確認を行うとい</p>	<p>固定資産の実査については、令和4年度に効果的、効率的な実施方法・ローテーション期間の検討を進め、令和5年度に規定を定め各部局に周知していく。</p>

報告書 57頁

う運用がなされているが、実査に  
 関する規定はな。固定資産台帳に  
 計上される固定資産台帳の内容と  
 場合にのみ固定資産台帳の内容と  
 現物の整合を資料・現地確認等  
 より確認を行うだけでは、盗難・  
 紛失の事実の把握や遊休状態・陳  
 腐化した固定資産の把握ができず、  
 固定資産台帳の内容と実際の固定  
 資産とで相違が生じることとなる。  
 固定資産台帳を整備する目的の一  
 つである資産の状況を正しく把握  
 するということ達成するためには、  
 は、すべての固定資産を少なくとも  
 も数年に1度は各部課で実査をす  
 るようにローテーションを組む等  
 の実査に関する規定を定めるべき  
 である。  
 なお、インフラ資産に関しては  
 定期的な点検と管理台帳による管  
 理を行っており、その中で固定資  
 産の現物を確認している。インフ  
 ラ資産に関しては管理台帳と固定  
 資産台帳との整合性を確認するこ  
 とで固定資産台帳の正確性を担保  
 する必要がある。

勿来酒井団  
 地敷地の取  
 得年月日  
 について  
 (いわき建  
 設事務所)  
 報告書 61頁

【指摘事項】  
 固定資産台帳に記載されている  
 勿来酒井団地敷地の取得年月日は  
 平成28年4月1日であるが、県の  
 土木部担当者によると当該取得年  
 月日の根拠は次のとおりである。  
 当該土地は、いわき建設事務所  
 で団地敷地として平成29年2月23  
 日に取得し、造成工事は平成30年  
 3月23日に完了し引渡を受けたも  
 のである。いわき建設事務所とし  
 ては、取得年月日を平成29年2月  
 23日としていたが、平成28年度分  
 取得資産のシステム登録を失念し  
 たため固定資産台帳が作成され  
 ていなかった。  
 その後、平成29年度分取得資産  
 のシステム登録期間中に登録した  
 が、システム上、取得年月日を平  
 成28年度に遡及して登録できな  
 いため、便宜的に、平成29年4月1  
 日として登録した。今回の調査で  
 は県ホームページ上の取得年月日  
 が平成28年4月1日にて公開され  
 ていることが判明したが、県担当  
 課に確認したところ、公開してい  
 るデータの取得年月日にずれが生  
 じ、平成29年4月1日ではなく、  
 平成28年4月1日と表示されて  
 いたものである。  
 当該土地の付随費用に関する目

固定資産台帳における勿来酒  
 井団地敷地の取得年月日を平成  
 30年3月23日に修正登録した。

	<p>的物の引渡書の日付が平成30年3月23日であるため、取得年月日は平成30年3月23日にすべきである。</p>	
<p>双葉翔陽高等学校の財産区分及び時価について (双葉翔陽高等学校) 報告書62頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産台帳に記載されている双葉翔陽高等学校の財産区分が「行政財産」であり、売却区分が「可」となっているが、行政財産は原則として売却することができない。教育庁の担当者によると、売却区分が「可」となっている理由及び行政財産のまま売却可となっている理由は、以下のとおり。 「平成9年の県立高校改革で総合学科に再編され、演習林は教育目的での使用がなくなり、敷地の処分を検討していたため、売却区分を「可」としていた。しかし、福島第1原発事故により、現在は居住制限区域となっていることや、平成29年3月末日をもって学校は休校となっているため、敷地の処分手続を進めることができない状態となっている。行政財産のまま売却可となっている理由は、処分方法が決まった後、行政財産から普通財産に変更する用途廃止手続を行う予定だったが、処分手続を進めることができない状態のため、行政財産のままとなっている。」 教育目的として使用しなくなった段階で財産区分を「普通財産」とし、売却できる状態になり、内部での手続を済ませた上で売却区分を「可」とするべきであり、現状では処分することはできないので、売却区分は「不可」とするべきである。 また、公有財産管理システム操作説明書に記載のとおり、時価等は売却可能区分が「可」の場合に記載するものであるため、売却可能区分が「不可」の場合は、時価等は空欄とするべきである。</p>	<p>売却区分を「不可」とし、それに伴う修正を行う。</p>
<p>双葉翔陽高等学校の取得年月日について (双葉翔陽高等学校) 報告書63頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産台帳に記載されている双葉翔陽高等学校の取得年月日は平成31年3月11日であるが、当該土地は双葉町から福島県へ寄附されたものであり、寄附申込受理の写しの日付が昭和28年12月24日であるため、取得年月日は昭和28年12月24日とするべきである。</p>	<p>指摘事項のとおり、処理することとした。</p>
<p>松風の里団</p>	<p>【指摘事項】</p>	<p>県有財産台帳に基づき、固定</p>

<p>地の取得価額について (県南建設事務所) 報告書 65頁</p>	<p>県有財産台帳によると県南建設事務所が管理している県営住宅、松風の里団地を含む関川窪団地、金勝寺団地、真舟団地、白梅が郷団地の建物従物、土地従物計510件の取得価額は合計1,152,856,469円であり、取得価額について固定資産台帳と差異が生じているため、固定資産台帳の取得価額を訂正する必要がある。</p>	<p>資産台帳の取得価額を訂正した。</p>
<p>松風の里団地の固定資産台帳の記載単位について (県南建設事務所) 報告書 65頁</p>	<p>【指摘事項】 当該固定資産は510件の工作物が1つの固定資産として固定資産台帳に登録されているが、510件の工作物をそれぞれ区別して固定資産台帳に登録する必要がある。 また、固定資産台帳には、取得年月日が昭和43年4月1日、耐用年数が40年と登録されているが、当該取得年月日及び耐用年数には根拠がなく、510件の工作物を区別して登録して、それぞれの工作物ごとに取得年月日、耐用年数を登録し、その上で、耐用年数が経過した工作物は、備忘価額1円とするべきである。 なお、資産評価及び固定資産台帳整備の手引きの「V 固定資産台帳の記載単位」には「事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」と記載されているが、開始時における当該松風の里団地（内訳不詳（534件））に関する県有財産台帳において、過去に取得したものを分けて管理しているためこの規定は適用されない。</p>	<p>県有財産台帳に基づき、510件を区分して固定資産台帳に登録した。 また、各工作物毎に取得年月日等を記載し、耐用年数を経過した工作物は備忘価格1円とした。</p>
<p>浮棧橋の耐用年数について (水産海洋研究センター) 報告書 68頁</p>	<p>【指摘事項】 県有財産台帳の耐用年数は40年であり、固定資産台帳の耐用年数と異なる。耐用年数に関して、水産海洋研究センター担当者によると以下のとおりである。 「固定資産台帳の耐用年数が50年と登録されているが、平成27年度頃にシステムに入力されたものであるため、当時の担当職員に経</p>	<p>指摘事項のとおり、処理することとした。</p>

	<p>緯を確認したところ、耐用年数表を確認し、財産管理課に相談しながら作成したことは記憶しているが、詳しくは覚えていない」とのことであった。</p> <p>しかしながら、当該資産は、構造的には船舶の一種であり、動力となる機関はついていないものの牽引して洋上を移動することができることから、正しくは「係留台船」とであると判断される。したがって、当該資産は、耐用年数省令別表中、「船舶／その他のもの／鋼船／その他のもの」が該当し、耐用年数としては12年と判断されるため固定資産台帳の耐用年数に関して訂正を要する。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。</p>	
<p>浮棧橋の資産区分について (水産海洋研究センター) 報告書69頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産台帳の資産区分は事業用資産(浮標等)とされている。当該資産は構造的には船舶の一種であり、通常は岸壁に係留し、船舶への乗り込みの足場として、また、調査機器等の一時保管場所として利用しているが、定期的なメンテナンスの際は、岸壁から離し、造船所まで洋上をボートけん引(航行)することになるため、推進力を持たない箱船である「台船」と整理される。したがって資産区分が浮標等というのとは適切ではない。</p> <p>新公会計制度作業マニュアルには船舶の計上範囲に関して船舶法(明治32年法律第46号)第4条から第19条までの規定の適用を受けられるものと記載されており、これに該当するため、資産区分は事業用資産(浮標等)ではなく事業用資産(船舶)とするべきである。</p>	<p>指摘事項のとおり、処理することとした。</p>
<p>人事管理給与システムの取得価額の集計ミスについて (人事課) 報告書72頁</p>	<p>【指摘事項】 社会保障・税番号制に係る改修業務委託の金額は、1,533,600円であるが、人事管理給与システムの取得価額を算定する際に誤って1,553,600円として計算している。その結果、正しい取得価額は504,978,600円であり、取得価額が誤った金額となっている。上長が再計算するなど二重チェックをして、取得価額の計算に誤りがないように注意するべきである。</p>	<p>副担当が再計算して二重チェックを行った上、必ず上長が最終確認するよう事務処理を改めた。</p>
<p>神明車庫の</p>	<p>【指摘事項】</p>	<p>令和3年度末までに資材、ゴ</p>

<p>管理について (県中建設事務所) 報告書84頁</p>	<p>神明車庫は倉庫として利用されているが、かなり長い間使用されていない備品等が乱雑に置かれていた。また、処分すべきものやゴミと思われるものも散見された。さらには、私物と思われる用具・備品も無造作に置かれていた。これらのものを整理すれば余剰スペースはかなり広がると思われ、神明車庫を有効に利用しているとはいえない。郡山市の中心地に位置しており、地価も高い場所である。民間では考えられない利用状態である。</p>	<p>ミの分別、整理整頓を行い、令和4年11月に不要物の廃棄を行った。 なお、今後とも、以下対応方針に基づき、適切な施設管理に努める。 【備品等】 車庫に保管する資材は定期的に分別を行い、必要なものについて整理整頓、不要なものについて定期的に処分を行う。 【道路パトロールなどによる拾得物(ゴミ)】 拾得後、処分するまでの一定期間、車庫へ保管することとなるため、定期的に処分を行う。</p>
<p>教育庁職員公舎(特に校長公舎)について (施設財産室) 報告書85頁</p>	<p>【指摘事項】 安積黎明高校校長公舎は平成23年4月から、須賀川高校校長公舎は平成24年4月、郡山商業高校校長公舎は平成26年10月からそれぞれ空き家であるが、比較的状态が良く、学校から解体を求められていないこともあり、現在用途廃止を検討中とのことである。しかしながら、これだけ長期間空き家にもかわらず令和3年現在廃止を決定していないことは著しく合理性に欠ける。これらの地区は民間の住宅も充実しており職員公舎の必要性は低いことは周知の事実であり、早期に廃止解体を決定すべきである。相対的に校長公舎の入居率は低く(戸建てのため0%が多い)、あまり利用されていないのが現状である。</p>	<p>老朽化が進み、入居率も低い職員公舎については、公舎を管理している教育事務所との協議等の上、適宜、用途廃止を行い、解体を行っている。</p>
<p>校舎を使用しなくなった高校の土地建物に関する各部局への利活用要望の照会について (施設財産室) 報告書101頁</p>	<p>【指摘事項】 閉校になった際の土地建物の利活用に関する意思決定プロセスについては、教育庁施設財産室が各部局に施設利活用要望のアンケートを実施し取りまとめを行い、県で利用計画がない場合、所在地の市町村に利活用要望の照会を行い、最終的な利活用方針を決定している。しかしながら、再編整備で閉校となった事例では、各部局からの回答で利活用方針が出されたことはなく、取り壊しを含めた利活用方針の決定まで長期間かかるケースが散見される。 この点、各部局への利活用要望照会で利活用方針が出されない原因として、照会の実施方法が挙げられる。調査時点では各部局に要</p>	<p>空き校舎等への対応については、他部局等への利用要望の照会のほか、地域の実情に合わせた利活用を検討するため、各部局等と個別に調整等を行っている。 利用要望照会及び個別調整の方法等については、随時検証の上、より効果的な対応としていく。</p>

望を伺うのみの消極的な照会内容に留まっており、各部局に積極的に検討を働きかけるような内容とはなっていない。

要望を吸い上げるだけでなく、各部局が保有する専門的なノウハウをアイデアとして吸い上げるようなアンケート方法に変更することで、有効性を高める必要がある。

( 監 査 総 務 課 )